

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	タービン建屋換気空調系給気処理装置(B)冷却コイル入口温度調整弁(TCV-76-F413)の点検時、制御用空気減圧弁のベント孔よりエアリーク(微量)が認められたため、当該弁を修理	
2	2号機	タービン建屋換気空調系給気処理装置(B)加熱コイル入口温度調整弁(TCV-76-2)の点検時、ポジションナのパイロットリレー部よりエアリーク(微量)が認められたため、当該部を修理	
3	2号機	タービン建屋空調ユニット用冷却水入口圧力調整弁(PCV-76-F261)の点検時、ポジションナ用供給空気圧ゲージの不良が認められたため、当該ゲージを交換	
4	3号機	NO. 2軽油タンクの点検時、泡消火設備選択弁(V-77-103d)に亀裂が認められたため、当該弁を交換	
5	4号機	廃棄物地下貯蔵設備換気空調系排風機(A)用電動機の点検時、反負荷側ブラケットの軸受ケースと軸受の嵌合値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
6	5号機	炉心スプレイポンプ(A)用潤滑油ポンプにおいて、オイルクーラー出口ライン継手部に油のにじみが認められたため、当該継手部を点検・修理	
7	6号機	原子炉建屋換気空調系冷水ポンプ出口流量計の検出器元弁(V-U41-F1520-V)において、下流フランジ部に水のにじみが認められたため、当該フランジ部を点検・修理	
8	その他	海生物焼却設備ロータリーキルン供給フィーダ側において、フードのエアシール部より異音が認められたため、当該部を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで